

第3回 新宿区基本構想審議会 会議要旨

1 開催日時

令和8年9月7日（月） 午後2時～4時

2 会場

新宿区役所 本庁舎5階 大会議室

3 出席者

（1）新宿区基本構想審議会委員

牧瀬稔会長、後藤春彦会長代理、伊藤香織委員、鴨川明子委員、野村恭子委員、渡辺清人委員、三沢ひで子委員、石川孝一委員、野もとあきとし委員、川村のりあき委員、山口かおる委員、伊藤清和委員、今井裕久委員、今井康之委員、岡田幸男委員、武内隆則委員、谷口俊顕委員、津吹一晴委員、中村和子委員、奈良和子委員、日野原千速委員、藤塚米子委員、星野洋委員、松川英夫委員、三雲理子委員、本橋弘康委員、山住市郎委員、山田和男委員、渡邊頼純委員

（欠席：鶴岡浩樹委員、久田嘉章委員、馬場章夫委員、二瓶京太郎委員、鈴木ひろみ委員、森田恵美子委員）

（2）関係部出席者

総務部長、総務課長、人事課長、地域振興部長、地域コミュニティ課長、文化観光産業部長、文化観光課長、福祉部長、地域福祉課長、子ども家庭部長、こども総合センター所長、子ども家庭課長、健康部長、健康部副部長、健康政策課長、都市計画部長、都市計画課長、教育委員会事務局次長、中央図書館長、教育調整課長

（3）事務局

総合政策部長、企画政策課長

4 主な内容

（1）新たな基本政策の体系組替案について

（2）施策の方向性について

I 新宿の未来への継承と発展

II 住み続けたいまち新宿

5 事務連絡

6 発言要旨

○牧瀬会長 ただ今から、第3回 新宿区基本構想審議会を開催いたします。

審議に入る前に、事務局から出欠の報告と事務連絡があります。

○楠原企画政策課長 事務局の企画政策課長の楠原です。よろしくお願いいたします。

初めに、本日の出欠状況をご報告いたします。本日、今この場にいらっしゃる委員は27名で、2名の委員がお見えになっていない状態ですが、この場には27名おりますので、委員の半数以上の方のご出席をいただいております。条例6条2項の規定に基づき審議会は成立していることをご報告させていただきます。

こちらに欠席のご連絡を事前にいただいているのは、順不同で恐縮です、鶴岡委員、久田委員、馬場委員、二瓶委員、鈴木委員、森田委員でございます。

それでは、区側の出席者を紹介させていただきます。

区側は、事務局の企画政策課長、楠原でございます。出席の区職員については読み上げで大変恐縮でございます、起立、礼は省略させていただきます。

総合政策部長、菊島でございます。

総務部長、鯨井でございます。

総務課長、原田でございます。

人事課長、羽山でございます。

地域振興部長、大柳でございます。

地域コミュニティ課長、福岡でございます。

文化観光産業部長、村上でございます。

文化観光課長、神崎でございます。

福祉部長、村上でございます。

地域福祉課長、広瀬でございます。

子ども家庭部長、生田でございます。

子ども総合センター所長、菊地でございます。

子ども家庭課長、鈴木でございます。

健康部長、石原でございます。

健康部副部長、岩田でございます。

健康政策課長、袴田でございます。

都市計画部長、野澤でございます。

都市計画課長、川島でございます。

教育委員会事務局次長、遠山でございます。

教育調整課長、徳永でございます。

中央図書館長、稲川でございます。

以上でございます。

次に、本日の資料について確認いたします。

次第の下段にございます資料の一覧をご覧ください。

初めに、事前配付資料でございます。

資料1につきましては、基本政策体系組替案についてでございます。こちらは第2回新宿区基本構想審議会で委員の皆様からご意見いただきました各基本政策の位置づけや施策構成、施策間の連携の在り方等を踏まえ、基本政策体系の整理、見直しを行った内容を示すものでございます。

次に、資料2、新たな基本政策ⅠとⅡでございます。本日は、次期新宿区総合計画の基本政策Ⅰ「新宿の未来への継承と発展」及び基本政策Ⅱ「住み続けたいまち新宿について」委員の皆様からのご意見をいただく予定です。

なお、資料1におきましては、起草部会の委員の皆様にも事前に確認をいただいたものでございます。

また、資料1につきましては、議事の中でも改めて説明をさせていただきます。

次に、本日追加で配付する資料です。

まず、前回の審議会終了後に委員からご提出いただきご意見カードの写しを本日机上に配付してございますので、ご確認をくださればと思います。

ご質問いただいたカードにつきましては、欠席されておりました二瓶委員、以降、ご出席の野もと委員、鈴木委員、渡邊委員、川村委員、以上5名の方から意見をいただいています。意見内容につきましては、この審議会場で出た意見同様、こちらの審議会、あるいは起草部会で整理していくものと想定しております。

また、ご質問に関して、野もと委員からと川村委員から、この間審議していただいている基本計画の部分ではなくて、基本構想の審議に関してのご質問がありましたが、議事の進行の中で基本構想に関する審議についてはご案内がございますので、そちらで回答に代えさせていただこうと考えております。

また、川村委員からいただいております町会・自治会等からのアンケート、一部抜粋

ではなくて、記述された原文をすべて配付してほしいというご意見がございましたが、町会・自治会等のアンケート結果は効果的、効率的にご審議いただけるよう、第1回に委員の皆様に対して概要版をご提供させていただきましたが、各委員が必要とされる場合には、詳細意見に関しましては事務局のほうで全文を閲覧いただけるようご準備していますので、このことをもって質問への回答に代えさせていただきます。

本日お配りしているご意見カードにつきましても、本日の会議中にご発言いただけなかった委員につきましては、必要に応じてご記入をいただけることになります。また、ご提出をいただきました意見につきましては、次回会議でその写しを全委員にお配りし、共有させていただきます。会場でのご発言同様に、ご意見を踏まえて起草部会で整理していただきながら、また、全体会でもご確認いただくことを想定してございます。

次に、机上マイクの使用方法については、前回同様、ご発言いただく際にはマイクのスイッチを押していただき、頭でランプが点灯しましたらご発言をお願いします。発言が終了しましたら、再度スイッチを押していただき、ランプが消えますので、そこまでお願いいたします。

また、こちらの会場ではヒアリンググループを設置しております。耳の不自由な方のための設備ですので、ご発言の際は音声が適切に伝わるようマイクに近づいてお話しくださいようご協力をお願いいたします。

次に、インターネット環境についてのご説明ですが、これも前回同様、会場でご利用いただけるW i - F i 環境をご用意してございます。ご自身のパソコン、タブレット等ご持参いただいている委員は会議資料、事前に案内しましたホームページから電子データでの閲覧が可能です。接続情報に関しましては机上に配付してございます。ご確認ください。

事務局からは以上でございます。

○牧瀬会長 ありがとうございます。

事務局から出欠の報告と事務連絡が終わりました。

先ほど事務局から紹介があったご意見カードで、次期基本構想についての質問が幾つかございました。前回の審議会では、次期新宿区総合計画における基本政策の体系についてご審議をいただきました。本日の議論を含め、基本政策の全体像を確認できたことと考えております。また、今後、各個別施策の審議を通して、各委員の皆様には政策ごとの新宿の現状や課題等をご認識いただけるのではないかと思います。

事務局と調整した上で、委員の皆様とは先に区の現状や課題について十分に認識を共有した上で、その先にある新宿区の目指す姿に関して地に足をつけた議論をしていくことができるものと考えております。これまでの審議はそのための審議であったと考えています。

こうしたことから、今後の次期基本構想に関する審議に先立ち、次期総合計画の検討と並行して、次期基本構想についてもご意見をいただき、区の目指す将来像についての議論を進めてまいりたいと考えております。

この点につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○楠原企画政策課長 事務局でございます。

皆様のお手元には、第1回基本構想審議会で、現行の新宿区基本構想をお配りさせていただいております。ただいま会長からお話がありましてとおり、先行して基本計画に関するご審議を通じて新宿区の施策全体像を把握していただきながら、今後は次期基本構想についてもご審議をいただきたいと考えております。

本日のところは、お手元のご意見カードを用いて、次期基本構想に関するご意見を事前にお伺いできればと考えておりまして、いただきましたご意見を事務局で取りまとめをいたしまして、起草部会でご審議をいただいた後、全体会でもご審議をいただきたいと考えております。

なお、現行の基本構想につきましては、20年前の区民会議や基本構想審議会等で議論を重ねて策定されたものでございます。現行基本構想の内容もご覧いただきながら、これからの新宿区に求められる将来像や基本的な考え方について、委員の皆様それぞれのお立場からお考えいただければと思います。会長からもご案内がございました先行して基本政策に関するご審議をいただき、区の現状などに触れていただいた上で、今後基本構想に関する議論をいただきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○牧瀬会長 ありがとうございます。

こちらにつきまして、皆様のほうからご意見をいただきたいということになります。

では、よろしいでしょうか。こちら新宿区基本構想審議会ご意見カードに書いていただいて、皆様に書いていただいたものを次回以降検討していくことになりますので、ご記入いただき、ご提出いただきたいと思います。こちらはよろしいですか。

では、続きまして、審議に入っていきたいと思います。

第2回の審議会において、多くの委員の皆様から基本政策の位置づけや施策の構成、

施策間の連携の在り方などを踏まえ、基本政策の体系について整理したらどうかというご意見をいただきました。本日は基本政策体系の組替案について説明を受けた上で、その内容についてご審議をいただきたいと思います。

なお、基本政策や個別施策の名称につきましては、お配りしているご意見カードにてご意見をいただくとし、まずは基本政策の体系、位置づけについて整理を重ねていきたいと思いますが、この案でよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

よろしいですか。ありがとうございます。

それでは、まず基本政策体系について整理した上で、各基本政策の内容についてご審議いただきたいと思います。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○楠原企画政策課長 事務局です。

それでは、委員の皆様のご意見を踏まえて組替えいたしました現行総合計画の構成や体系について説明いたします。

配付しております資料1をご用意ください。

こちらは、新たな基本計画における基本施策の体系及びそれぞれの基本政策に位置づけられている個別施策の体系を整理したもので、これまでの審議を踏まえた組替えを行っております。

具体的に、右側にカテゴリーを整理させていただきました。また、多くは基本政策のⅤに位置づけられていたものについて、基本政策Ⅴはボリュームが大きい、他の基本政策に位置付けた方が適切なものもあるのではないかとのご意見を踏まえて整理したものです。まず、基本政策Ⅰの中では赤字の一つ目、「地域で活動する様々な主体がささえあう地域コミュニティの推進」、こちらは基本政策Ⅴから移動してきてございます。この基本政策のⅠは、子ども、若者支援や地域コミュニティの活性化といったところで、親和性の高いカテゴリーを位置付けています。

基本政策Ⅱの中では、2番目に、「誰もが生涯にわたり学習・スポーツ活動などを楽しむ環境の充実」を、同じく基本政策Ⅴから移動してきてございます。スポーツに関しては健康面、フレイル予防、生涯学習等と近い議論ができるのではないかとといったご意見を踏まえております。

基本政策Ⅲについては、組替えはございませんが、安全・安心の強化や災害対策とい

うカテゴリーを改めて示しております。

めくっていただいた2ページ目、基本施策Ⅳでは、赤字2点です。「誰もが利用しやすい道路・交通環境の整備」、同じく「豊かで美しいみどりの創造と魅力ある公園等の整備」、以上2点を政策のⅤから整理してございまして、右側のところに青字で、ゼロカーボンシティ新宿やインフラ整備の部分等について、「住みやすさ1番の新宿」の中での整理とさせていただきます。

基本政策Ⅴにつきましては、以上、幾つかの政策に振り分けを行ったことで、ほかの政策と同程度のボリュームになったと整理してございます。こちらはシティプロモーションや地方版総合戦略のお話などもございましたので、その点についても表現をさせていただいているところでございます。

基本政策Ⅴにつきましては、ご案内のとおりでございます。

以上、3ページ目のところで政策体系を改めてまとめたものが資料として記載がございますので、改めてご確認をください。

事務局からは以上でございます。

○牧瀬会長 ありがとうございます。

前回までの意見をいただいて、それを踏まえた上で修正、提示をしました。

こちらの事務局案につきましてご意見、ご質問等がございましたらいただきたいと思っています。ご発言ある方は挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。

○川村委員 川村と申します。

ご説明をいただいた上で、基本的なところの確認ですが、そうすると基本政策体系ということで資料1で説明されていますが、この赤字で書いてあるところが現行のものから移動してきたといえますか、ボリュームのことを含めて整理をしていただいたということで、ほかの体系というところでは変わりがないというような理解で大丈夫でしょうか。

○楠原企画政策課長 会長、事務局でございます。

ご指摘のとおりでございまして、赤字のところがお示しした変更点でございますが、こちらは政策の体系の部分、位置づけの部分のご指摘を踏まえたものでございます。政策の体系について一定程度皆さんで共通認識を持っていただきたいといったものでございます。

また、一つ一つの名称につきましては、ご意見をいただく機会を設けておりますので、

後ほどご案内をさせていただきます。まずは体系の組替えに関する説明でございます。

○川村委員 分かりました。

そうすると内容といいますか、名称等々についてはこれから議論を深めていくということで理解をいたしました。

それで、先ほど私から質問させていただいたことについては、会長から、あるいは事務局のほうから整理してご説明いただいたところなので、ちょっと長くならないように、どういう趣旨で意見として皆さんに共有させていただいたのかというところですけども、まず、基本構想についてしっかり議論したほうがいいのではないかとということでは、会長から整理していただいたように、具体的なところからイメージを共有しながらということと理解いたしました。

その中で、やはり大事なところとしては、私としては自治基本条例の掲げる透明性だとか、情報公開とか、区民参加というところをしっかりと基本構想に実効性を持って位置づけるべきではないかというふうなことを考えておりまして、やはり区政の中でも、例えば神宮外苑の再開発の問題では区長はもうしっかりと是正していただいたということですけども、18億なり23億の補償金をめぐる事業者との協議過程について、途中まで公文書が存在しないというふうなことがありましたり、また、これは区がやったということではないのですが、指定管理者の方が受けた事業で交付金の詐取ですとか、問題が起こったりということで、やはり区政への信頼性を高めるという上では透明性や説明責任は大事だなというふうに思っておりますので、そういったところも含めて位置づけていただければという問題提起でございました。

また、町会アンケートのことも、効果的、効率的な運営ということがお話がありましたが、やはり今回非常に素晴らしいと思っておりますのは、議事録についても全員に確認をしていただいておりますし、また、事前に資料も区民の方も見られるように公開されているということで、この審議会が透明性の高い、区民の皆さんから見ても納得いただけるように進めていただいているということは本当に素晴らしいことだと思うんですが、そういう中で町会の役員をされている方から、せっかく書いた意見が委員の方に見てもらえないではないかというふうなご指摘をいただきましたので、その中にも恐らく素晴らしいご意見があったのではないかなというところで、委員の皆様にも共有する必要があるかなというところで、町会・自治会の皆様から出された意見については閲覧はできるということではございますけれども、私は早速閲覧をさせていただきたいと思

いますが、配付も含めて、検討なり、委員の方が見やすい形で共有していただければというふうに思っております。その点申し上げておきたいと思しますので、発言させていただきました。

以上です。

○牧瀬会長 ありがとうございます。

新宿区自治基本条例の基本理念等など良い点については分かるような形で差し込みたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

ほかにどうでしょうか。

どうぞ、お願いします。

○鴨川委員 ありがとうございます。鴨川でございます。

私は、教育委員を務めているということもあって、この体系の中では基本政策ⅠとⅡあたりが専門に近いところかなと思えますけれども、前回の委員からのご指摘の中で基本政策Ⅴから基本政策Ⅰに移ってきたのが、「地域で活動する様々な主体がささえあう地域コミュニティの推進」という項目かと思いますが、こちらに移ってきて、とても違和感なくて、むしろここに移ってすんなり理解しやすいなというふうに思いました。

と申しますのも、後に機会があれば発言させていただきますけれども、今、学校教育も、教育も地域の支えなくてはこれまで以上によりよくしていくというのは難しくなってくると思っておりますので、この地域コミュニティの活性化あってこそその教育とか若者支援、子どもの支援ということを理解する上で、基本政策Ⅰに位置付けたことに関して、とてもよいのではないかなというふうに思っております。

以上でございます。

○牧瀬会長 ありがとうございます。

ほかにどうでしょうか。

では、お願いします。

○野村委員 委員の野村です。

体系のほうで組替えをしていただいて、個別の施策がこうやって移動したことで、全体の基本政策、5つのコンセプショナルなタイトルについて、その正当性がこれによって見えてきた、浮き彫りになって収まりがいいとは思います。

その中で、改めてもう少し俯瞰的に見ると、恐らくいろいろな委員の先生が思われるかもしれないのですが、基本政策のⅡとⅣが、「住み続けたいまち新宿」と「住

みやすさ1番の新宿」という、このタイトルは、最終的な言葉として、多分落ち着くところがあると思いますが、今のままだと、どうしてもここだけで重複感の議論が再燃してしまうかもしれないので、個別施策の体系の収まりによって、一旦この体系がよくなったと思いますが、その段階で逆に課題が見えたのが、ⅡとⅣがこのタイトルでいくと、またぼやっとして、ぐるぐる回ってしまう危険性があるので、ちょっとその課題の指摘です。

私も、ではこれを新宿区の個性である多文化といいますか、外国人の住民の方がおられたり、インバウンドの方がいたり、ここで外国人なんだけれども、働いている研究者や民間企業の方がこの政策を英語に書き換えたときに、多分、英語にしたほうがすっきり収まると思います。今のままだと英語にするときにかなり苦しんでしまうので、英語のほうがシンプルに、福祉政策、welfare（ウェルフェア）というのが2番で、4番は都市環境、都市基盤、インフラ、安全という、ハードウェア系というのが多分英語にするともっとすっきりしてくる。それでは面白みはなくなるかもしれないのですけれども、ただ、今この構成になっているなというふうな理解をしています。なので、ちょっと覚えておきたいテーマかなと思って一応最後に発言させていただきました。

○牧瀬会長 ありがとうございます。

今後の議論を踏まえて、またぜひ検討していきたいなと思います。

ほかどうでしょうか。

よろしいですか。

それでは、政策体系については、現時点において、組み換え後の案について了承いただいたものとして進めていきたいと思います。今後、個別施策について検討する上で必要に応じて修正をかけていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

今後は基本政策に位置づける個別施策についてご審議を進めてまいります。

なお、個別施策の詳細な内容や文言の整理につきましては、本日も開催されますが、起草部会でご意見をいただきながら内容を精査してまいりますので、よろしくお願いいたします。

では、続いて、審議の（2）施策の方向性についてに入っていきたいと思います。

ここからは、次期総合計画の基本政策ごとにご審議いただきたいと思います。

初めに、Ⅰの「新宿の未来への継承と発展」についてになります。

この点につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○楠原企画政策課長 事務局でございます。

それでは、ここからは次期新宿区総合計画の基本政策ごとにご審議をいただくことになりますが、その前に少しお時間をいただきまして、新宿区の人口と財政状況について共通認識を持てればと思っております。

本日ペーパーでお配りしている「研究所レポート2025」のほかに、ボックスに保管をいただいている「研究所Webレポート2024」と「新宿区の財政」の資料で、人口と財政状況について共有をさせていただきたいと思います。まず、「研究所Webレポート2024、国勢調査に基づく将来人口推計」の資料をお手元にご用意いただければと思います。その後、「新宿区の財政」という、薄い印刷したものも使わせていただきますので、併せてご用意ください。

それでは、前方でも投影していますが、お手元の「研究所Webレポート2024」で、まず人口についてご説明をさせていただきます。3ページをお開きいただければと思います。

「研究所Webレポート2024」です。「2020年国勢調査に基づく」といった資料になりまして、第1回でお配りしてボックスの中に印刷してとじているものがございます。紫がかった表紙のものです。前方で会長が今お示しいただいているものになります。

本日お配りした「研究所レポート2025」の方は、カテゴリー別にそれぞれ新宿の基礎データも載っております。政策体系に関する基礎データは第1回目で分析資料などもお示ししていますが、併せて、「研究所レポート2025」もご活用いただければと思います。これから説明する基本政策ⅠとⅡについて、今後の資料も同様ですがそれぞれ基本施策に関するデータについては資料上で触れながらお示ししますので参考にご活用いただければと思います。

それでは、お手元、「研究所Webレポート2024」、ご用意できましたでしょうか。

3ページをお開きいただきますと、新宿区の全体の人口動態が載っております。図表1の、下の図表の説明にあるとおり、全体の将来推計人口につきましては、新宿区では当分の間人口増加の見通しで、2020年に34.9万人であった人口は、2024年には36.5万人でピークを迎えて、その後緩やかに減少に転じる推計結果が中位推計というところで載っております。

次のページではその中身の構成として、全体的には人口増加が続く2040年までは大きな変化はございませんが、2045年以降、年少人口、いわゆる0歳から14歳が減少して、生産年齢人口が減少、高齢者人口、特に65歳以上の増加が多くなるという推計結果にな

ってございます。

こちらは、2050年まで36万人台で続く見通しですが、その間の年齢構成でいきますと、生産年齢人口は70.2%から67.4%と2.8ポイント低下、高齢者人口は21.5%から24.3%、2.8ポイントの増加といった傾向が見られてございます。

少しページを送っていただいて、35ページです。世帯についての共有でございます。

こちらは世帯推計になりまして、一般世帯と1世帯当たりの人口の推移でございます。図に載っていますのは一般世帯、2020年の22万2,461世帯から、2045年には24万6,578世帯と、2万4,000世帯ほど増加をしております。

一般世帯数、2035年にはピークを迎えますが、横ばいから減少に転じるといった結果でございまして、また、世帯当たりの人員の世帯規模で表すものですが、新宿区は一貫してこの数字は減少してございまして、今後も2035年までは減少継続の見込みでございます。

表の下にあります（2）家族類型の一般世帯数の割合を見てみますと、単独世帯数が15万余から、2045年には17万3,000余といったところで、25年間の間で約2万2,000から2万2,300ほどの世帯が単身世帯数として増加しております。夫婦のみの世帯は微増、その他夫婦と子からなる世帯は微減しているような状況で、ひとり親と子となる世帯については微増といった、そういう傾向が全体的にあるものとしてご承知くださればと思います。

また、37ページを見ていただきますと、後ほど施策ごとでまたご紹介しますので、簡単にですけれども、65歳以上人口に占めます単身者の割合の推移といったところで、こちらは2000年から一貫して上昇してございますが、20年間で10.4ポイント増加をしまして、2020年から2040年まで、最終的には2045年には、グラフの一番右上ですが、46.8ポイントという数字が65歳以上における単身者の割合でございます。こういった人口についても少し参照いただきながら、ご議論いただければと思います。

もう一つは、「新宿区の財政」ということで、こちらでも簡単に紹介させていただきます。

同じくボックスの中に第1回の資料として新宿区の財政という、表紙に円グラフが書いてあるものが、今画面にも映っているものですね。そんなに分厚くないもので簡単に紹介させていただきます。

表紙にございますのは令和8年度の当初予算で、右下に一般会計1,878億円と書いて

ございます、こちらの考え方をご説明します。

お開きいただいた1ページです。ご覧ください。

まず、収入の内訳として、新宿区の収入、区の皆様が納めていただいた特別区税、あるいは地方消費税交付金、都からの交付される特別区交付金など、いわゆる一般財源というものと、国・都から補助金や施設の使用料などの特定財源というもので構成されております。グラフの右下には一般財源で大体65.5%、左上では特定財源で34.5%という割合が表示されております。身近な行政サービスに必要な費用の多くは、こちらのいわゆる一般財源というもので賄われておりますので、自主的な財政運営を行う指標としてご覧いただければと思います。

めくっていただいた2ページ目、今度は支出の部分でございます。

こちらは、8年度の一般会計、目的別に見ると福祉や子ども、教育、こちらの予算を合わせて大体57%を占めているような数字となっております。

また、別の性質別ということで、3ページをご覧ください。

3ページでは、性質別の内訳として、支出の義務づけのあるいわゆる義務的経費と言われる扶助費や人件費や公債費と、あと別に区の施設とか道路、公園などを整備するような投資的経費、その他に一般事業費が区分としてございます。

5ページをご覧ください。財政のほうはもう少しで終わらせていただきます。

財政指標ということで幾つかの指標が示されてございまして、例えば下の欄にあります経常収支比率というもの、先ほど義務的経費というお話をさせていただきましたが、財政の弾力性を示す指標で、適正水準は70から80%と言われておりまして、この数字が低いほど弾力性があるって柔軟に政策を展開できるよといった、そういった説明になりますが、ここが高くなってきますと機動的な対応に支障が生じてくるような、そういった指標になってございます。

こちらは、6年度の新宿区の決算では前年度と比べてポイントは増加しておりまして、82.8%となっております、適正水準の70から80を超えているような状況でございます。こちらは区の弾力性ということでは一定の弾力性があるとはい切りきれないものでございます。

また、6ページ目をご覧くださいと、財政の健全化判断比率というのが載っております、こちらは指標が4つほどございますけれども、財政の健全性をはかる指標につきましては、新宿区としてはここに抵触するような数字はないということだけご紹介を

させていただきます。

最後になりますが、国の不合理な税制改正ということで、7 ページ目をご覧ください。
法人住民税の一部国税化や地方消費税の精算基準など様々書いてございます。また、地方交付税の不交付団体である特別区は、歳入構造として景気変動の影響を受けやすいといったところで、景気後退による区税の減収ですとか、物価高騰対策の財政支出に関して、いわゆる貯金に当たります財政調整基金を取り崩しての対応などが図られることになります。この備えとしての基金の残高ですとか税収の多寡という側面に焦点を当てると、財源が余裕があるといった議論は新宿区、あるいは特別区としては容認できないといった立場に立ってございます。こうした財政状況、あるいは経済状況が先行き不透明な中で、この10年の計画なり将来の在り方を考えていただくような、そういったところをご認識いただければと思います。

長くなりましたが、ここからは基本政策ⅠとⅡ、具体的な内容について説明をさせていただきます。

基本政策のⅠからご説明をさせていただきます。

左上に、基本政策Ⅰ、個別施策1という、「安心して子育てできる環境の充実」が載っているページをご覧ください。

基本政策Ⅰ、個別施策1の「新宿の未来への継承と発展」という項目では、個別施策1、「安心して子育てできる環境の充実」をご説明します。

初めに、こちらの目指す姿です。これは10年後に達成されているであろう、そのときの新宿区を示すものでございまして、子ども一人ひとりの権利が尊重され、自己肯定感を持ちながら安心して育ち、学び、自分らしく成長できています、妊娠期から若者になるまで必要なサポートを受けながら、不安や困難を抱えた場合にも孤立することなく、早い段階で支援につながっています、子どもの居場所が確保されるなど、関係する機関や地域がそれぞれに連携することで、子育て家庭が地域の中で見守られ、安心して子どもを生み育てることができています、という目指す姿がございます。

資料の造りとしては、こうした目指す姿と課題を1 ページ目に、施策の方向性などをご紹介しまして、関連のグラフですとかデータも併せてお示ししていますので、一緒に見ていただければと思います。

資料はめくっていただきまして、2 ページ目に当たる部分でございます。

「安心して子育てできる環境の充実」の2 枚目では、施策の方向性について、以下の

共通の4点を踏まえて整理しています。4つとも、俯瞰・客観というところでは、お示ししている右側の出所では、社会経済環境変化のデータですとか基礎データを踏まえて、2段目では、基本構想等検証アドバイザーからの意見などを踏まえて、3段目の生活者・個人といったところでは、区民意識調査や各種アンケートを踏まえて、最後の職員という項目では、職員の内部検証などから幾つか参照いたしまして真ん中の列の「ポイント」を整理してございます。資料は全般的にはこういった造りになってございます。

では、改めて全体の方向性をご説明いたします。

こちらは、子どもの権利を尊重し、子どもたちが自分らしく成長できる環境づくりを進めます、また、妊娠期や若者になるまでの切れ目のない支援を行うとともに、持続可能な保育環境や子どもの居場所を確保しつつ、支援職員の質の維持・向上を図ります、あわせて、関係機関や地域の連携強化を通じて、安心して子育てできる環境を整えます、という全体の方向性がございます。

個別の方向性として、全体の方向性の要素を捉えている項目として、例えば一番上の子どもの権利の尊重と、子どもたちが主体性を持って成長できる環境づくり、こういった一つ一つの個別の方向性についても示してございますので、見ていただきながら、資料確認をいただければと思います。

また、全体の構成をしているもの以外の項目でも、めくっていただいて3枚目に当たります個別施策の方向性ですが、例えばひとり親家庭の支援の充実ですとか、親と子の育ちの場をつくる子育て支援、下から2段目には、子育て家庭の福祉の向上と子どもたちの生きる力の育成、最後に、子育て支援情報の発信、こういったものを掲げた施策になってございます。

なお、写真については、若干ぼやけてございますが、人が写っているものですとか、著作の関係からあえてぼかしている資料がございまして、グラフなどは見やすくなっていると思いますが、一部資料は少し曇ったような画像ですが、これはそういった意味合いでございます。

個別施策の1に関しては以上でございまして、基本政策Ⅰの5つを最初に説明を続けさせていただきます。

次は個別施策の2番が出てきます。「未来を担う子どもたちの『生きる力』を育む教育の推進」という個別施策の2についてです。

まず、目指す姿につきましては、子どもたちが自ら学び、考え、他者と関わりながら、

行動できる生きる力を身に付けています、どの子どもにも学ぶ機会が確保されるほか学校・家庭・地域とのつながりの中で新宿への愛着と誇りを持ちながら成長できています、としております。

左下、第1回の審議会でご質問いただいた不登校児童生徒数の推移については記載のとおりで、資料として提供させていただきます。

次に、施策の方向性を説明させていただきます。

全体の方向性です。新宿区教育ビジョンの3つの柱である「子ども一人ひとりの『生きる力』をはぐくむ質の高い学校教育の実現」、「新宿のまちに学び、家庭や地域とともに進める教育の実現」、「時代の変化に対応した子どもたちがいきいき学ぶ教育環境の実現」のもと、教育施策を着実に推進し、子どもたちが未来を切り拓いていく力を伸ばしていきますという全体の方向性です。

個別の方向性の案として、全体構成以外に、真ん中の一人ひとりの子どもが豊かに学べる教育環境の整備ですとか、下から2段目の学校の教育力の強化、こういったところが個別の方向性としてもお示しをするものでございます。

続きまして、めくっていただきまして、個別施策の3です。

基本政策Ⅰの中の個別施策3、「若者をはじめとした誰もがいきいきと活躍できる地域づくりの推進」です。

目指す姿としては、誰もが人として尊重され、性別や年齢、背景にかかわらず、自分らしい生き方や働き方を選び、力を発揮できています、多様な価値観が認められ、暴力や差別のない関係の中で、安心して暮らせています、若者の地域や社会とのつながりの中で、主体的に活躍するとともに、つまずきや困難を経験した場合にも再び社会とつながり、自分の役割や希望を持って生活できています、という姿を示しております。

これに向かった施策の方向性についてです。

まず、全体の方向性として、ジェンダー平等と多様性を尊重する地域社会の実現に向けて、制度的支援と意識改革を両輪として取組を進めます。あわせて、暴力の防止、ワーク・ライフ・バランスの推進を通じて、誰もが尊重され、活躍できる地域づくりを進めますと全体をお示しして、下の段では個別の方向性でございます。

全体構成以外のところでは、2段目、性別に偏りのない区政への参画促進ですとか、一番下の男女共同参画の推進と多様な生き方を認め合う社会づくりなどを掲げた個別の方向性でございます。

続きまして、個別施策の4番、めくっていただいて、「地域で活動する様々な主体がささえあう地域コミュニティの推進」についてです。

一番上の目指す姿(案)では、町会・自治会をはじめ、地域で活動する様々な主体が、地域課題を解決するために参加、協力、連携し、安全・安心で快適な暮らしやすいまちの実現に向けて取り組んでいます、誰もが地域コミュニティの一員として、地域の実情や課題に関心を持ち、町会・自治会をはじめとする地域活動を通して、皆で考え、行動し、解決することで持続可能な地域コミュニティが形成されてきます、国籍や民族等の異なる人々が互いの文化的違いを認め、理解し、地域で共に安心して生活することのできる多文化共生の地域社会となっています、という姿がございます。

次に、施策の方向性です。

全体の方向性につきましては、地域の実情に即したまちづくりを進めるため、多様な主体との連携を基盤に、制度の柔軟な運用と現場対応力の強化を通じて、地域課題の解決に向けたまちづくりを進めます、あわせて、多言語による情報提供や生活ルールの周知等を通じて、外国人にも安心して活躍できる多文化共生の地域づくりを進めます、と示してございます。

個別の方向性の中では、一番上、町会・自治会活性化への支援として、条例に基づき、マンション住民等と地域との接点づくりやコミュニティ形成への支援を進め、担い手確保や地域活動の活性化をつなげますと掲げております。こういった個別の方向性を示してございます。

最後に、個別施策の5番です。

「平和都市の推進」という個別施策になりまして、目指す姿は、「新宿区平和都市宣言」の趣旨に基づき、戦争の悲惨さや平和の尊さについて、区民一人ひとりの理解が深まっています。戦争の記憶や教訓が世代を超えて受け継がれ、子どもや若者を含む幅広い世代が戦争の記憶と平和の大切さを学び続けていますという目指す姿となります。

めくっていただきまして、次のページでは、施策の方向性です。

全体の方向性としては、平和都市としての理念を次世代へ継承していくため、戦争の悲惨さと平和の尊さを伝える普及啓発を進めます。あわせて、戦争体験談集を活用した継承や平和教育の充実を図るなど、幅広い世代が平和を学び、考える機会を創出し、平和への意識を根づかせますとしております。

また、個別の施策の方向性としまして、ポチの2つ目ですが、戦争体験談のデジ

タルアーカイブの活用や平和教育の普及啓発を通じて次世代への継承を進めるとともに、子どもや若者をはじめとした幅広い世代が、平和の大切さや戦争の歴史を日常的に学び考える機会の充実を図りますといった内容を掲げてございます。

資料の説明は駆け足ですが、以上でございます。

○牧瀬会長 ありがとうございます。

事務局から、基本政策Ⅰ、「新宿の未来への継承と発展」について説明がありました。

資料説明にもあるとおり、基本計画では目指す姿や政策の大きな方向性についてご審議いただいております。個別の分野につきましては、この総合計画の下に個別計画がありますので、そこで議論するのが筋だと思います。なので、今回可能であれば、骨子案としての方向性であったりとか、それについてご意見をいただきたいと思います。今日受けないということではないのですけれども、方向性はどうなのかについてご意見をいただきたいと思います。また、骨子案を整理するに当たっては、詳細を起草部会で整理した上で、再度全体で諮ることを考えておりますので、よろしくお願いいたします。

では、こちらの基本政策Ⅰについて、ご意見、ご質問があればいただきたいと思います。ある方は挙手をお願いいたします。どうでしょうか。

では、川村委員、短めに。

○川村委員 足りないところは後でご意見カードを提出しますので、よろしくお願いいたします。

基本政策Ⅰ、方向性のところで、私は先日、若者会議のほうへ出させていただきまして、傍聴させていただきまして、小・中学生の方のご意見を伺って、非常にすばらしいご意見を伺うことができました。

もともと自治基本条例のほうに、子どもさんたちの意見をしっかりと反映させるというような、意見を尊重するということは書かれてはいるんですけれども、やはり東京都では「こども基本条例」というものがございまして、意見を聞き置くということだけではなくて、やはり方向性として、自ら政策を立案・決定していくような、そういう主体になっていただけるような、そういったことを位置づけていくべきかなと思っております。短くということですので、まずはそういうことで申し上げたいと思います。よろしくお願いいたします。

○牧瀬会長 ありがとうございます。可能な範囲で反映していければと思います。

では、お願いいたします。

○山住委員 高齢者クラブ連合の代表の山住です。

町会・自治会が活発になるということ、大いに賛成なんです。ただ、実際になかなか具体的に町会員は減るし、活動が活発ではなくなってくるんですね。何かここを、例えば具体的にもっと活動できるような施策をしてほしいということなんです。例えばマンションの何世帯当たり必ず何人かは町会に入るとか、そういう条例をつくっちゃうとかということをご提案します。

○牧瀬会長 自治会がより活発にできるようにということですね。

○山住委員 そうです。

○牧瀬会長 今日担当の方が来ていますので、こういった意見がありましたので何かしら検討してもらえればと思います。

ほかはどうでしょうか。では、お願いいたします。

○三沢委員 三沢です。

安心して子育てできる環境の充実ということで、いろいろ細かく、子どもの居場所等入ってはいるのですが、いろいろご意見を聞く中で、現在、障害を抱えているお子さんがいる家庭がすごく増加しているという部分では、本当に子どもの居場所という部分で、ちょっとそういう観点も、切れ目のない支援というふうで、もちろん障害者施策ではあるのですが、お子さんがいるご家庭ですごく悩んでいる方、たくさんお聞きしているので、その観点をちょっとどこかに個別にお考えになるときにに入れていただけると大変いいかと思っております。意見です。

○牧瀬会長 ありがとうございます。

それぞれが別の分野かもしれませんが、何らかの文言を追記して、関連させながら考えるということにすればいいかという感じがします。そこは区の方にご検討いただければと思います。

ほかどうでしょうか。お願いいたします。

○山口委員 山口です。

少し個別のところにも関係してくるのですけれども、個別施策1のほうで、とても詳しく子どもの権利に触れて、子どもを権利の主体として捉える視点というのが出されていてとても素晴らしいと思うのですけれども、個別施策2のほうになるとちょっとそれが薄れてしまうというところがあって、全体の政策を持ってくるときに、やはり全ての子どもが権利の主体として尊重されるだとか、自分に合った学びを選択して成長できて

いけるというような権利の視点というところをもう少し整合性がとれたら、きっとⅠとⅡと、それから、続くⅢの辺りまですっきりするのかなというふうに思いました。

これは意見なんですけれども、あともう一つ意見としては、個別施策2の中身に少し立ち入ってしまうのですけれども、2のほうになりますと特別支援教育のほうが出ているのですが、どうしてもインクルーシブ教育というような視点が少し足りないのかなというふうに思います。個別の最適な学びであったり、多様な学びというのは示されているのですが、やはり障害のある子どもだったり、障害がない子どもも共に同じ地域の中で学んで、そして育っていくというような視点がどこかに入るといいかなと思います。

以上です。

○牧瀬会長 意見ということですね。子どもの権利に関しても個別施策2以降もカバーできるように書いてもらいたいということと、あとインクルーシブ教育も含めていただきたいという点ですので、新宿区の方針性としてこちらもまた区に検討してもらいたいと思います。

ほかにどうでしょうか。

○渡辺委員 ご説明、ありがとうございました。

私も個別施策2、「未来を担う子どもたちの『生きる力』を育む教育の推進」、こちらに入るのか分からないのですけれども、ここには教育DXやICTの活用といった前向きな言葉もあるのですが、不登校傾向にある児童の増加ということもあり、この不登校になった原因というのは何なのかとか、例えばSNSとか、そういったインターネットの活用について、もう少し踏み込んでいったほうがいいのかと思ってございます。ひきこもりになったりとか、いじめの原因でこういうことになるのでしょうか、家庭の問題であったりとか、スマホの問題とかで国によっては規制しているようなところもあるので、そういったところが今後何年、3年後なのか、5年後なのか、どのようになっているか、誰にも想像がつかないような状況になっているかもしれませんが、そういったところを踏まえて、その辺りも一緒に議論できればなと思ってございます。

以上です。

○牧瀬会長 ありがとうございます。ご意見ということでしたね。

不登校になった理由について、もし調べているのであれば、次回以降出してもらえればなと思います。もしかしたらなんらか理由があるかもしれませんので、その理由につ

いても考えながら意見交換していきたいなと思います。

ほかはどうでしょうか。では、お願いいたします。

○今井（康）委員 今井です。

「安心して子育てできる環境の充実」ということで施策がいろいろ書かれているんですけども、新宿区の出生率とか、就学前児童数を見ますと減少傾向にあるというところがはっきりしてしまっていて、これから先20年の計画を立てるということにすると、ここに出生率を上げる取組であるとか、これから子育てをする世代をどうやって呼び込んでいくかということまで考えて計画に入れていくという必要性があるのではないかとこのように感じております。そういった計画になるような基本構想につなげていければというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○牧瀬会長 こちらはご意見ということで、つながるように反映できればなと思います。

なかなか新宿は地価が高いですから、簡単にはいかないと思うんですけども、検討していきたいと思います。

ほかはどうでしょうか。

では、お願いいたします。

○伊藤（香）委員 ご説明ありがとうございました。

ちょっと先ほどの川村委員に近いかもしれないのですが、子どもの位置づけをどういうふうに考えるかということで、日本では子どもたちは専ら守るべきものというように位置づける傾向があるかと思うんですが、例えばヨーロッパですともう少し一人の市民として、小さなシチズンとして扱っているという側面があると思いますので、どこまで政策立案にというところまで具体的に書くかどうかは別としても、やはり区民の一員であるというところを、個別施策の2とか4とか辺りと関係があるかと思うのですが、一言そういう要素を入れていただけるといいかなと思います。意見です。

○牧瀬会長 こちらは新宿の方向性とは違ってないと思いますので、全体の中でどこかしらに記載してもらえればなと思います。

北海道の奈井江町というところは、奈井江町合併問題に関する子ども投票として10歳以上に住民投票権を与えていますね。そこまでやれというわけではないんですけども、子どもの権利については何らか位置づけされればと思います。

では、次の方、お願いいたします。

○渡邊委員 公募委員の渡邊でございます。

どうも詳細なご説明、ありがとうございました。

私のほうからは、一つ、個別施策1の子育て、「安心して子育てできる環境の充実」ということに関して、ご質問と提案を申し上げたいと思います。

子どもの権利ということが何回か出てきておりますけれども、具体的に子どもの権利というのが、どういうふうに大人を理解し、子どもを理解するのかということとはとても重要だと思うのです。子どもの権利というふうに非常に漠然とした言い方になってしまうと、子どもも、それから大人もよく理解できてないという状況があるのだろうと思います。それで例えば実は子どもの権利条約という国際条約があって、日本は先進国の中ではこれが最も遅れた国の一つということになっております。ですから、もう少し、例えば子どもの権利条約に照らして、権利の様々な対応を、モラリティをしっかりとチェックしていく。それに照らして、どこまでできているのか、できていないのかというようなことをちゃんと精査していったほうがいいと思います。

ですから、単に大人が子どもの権利を理解する、あるいはそれをしっかり守っていくということだけではなくて、子どもたち自身が子どもの権利とは何であって、自分はどういう権利を持っているのかということをしっかり認識する、それが教育の中で、あるいは社会生活の中で実現できれば、子どもの権利というものが10年後にもっと定着した形で新宿で展開するのではないかと思いますね。

それに関して質問という意味では、鴨川委員にお伺いしたいのですが、今教育委員会の中で、例えば子どもの権利条約などについて、小学校とか中学校の中で教えたり学んだりする機会はあるのでしょうかということをお伺いしたいのです。子どもの権利条約については実は日本では非常に多くのすぐれた解説書が出ていまして、それは大人のためだけではなくて、子どもが絵本で学べるようになっていますね。ですから、決して難しいことだけではなくて、子どもたちのレベルに下りていったところで展開できることがあるんじゃないかと考えるんですが、その点について、もし御存じであればご紹介いただければと思います。

ありがとうございます。以上です。

○鴨川委員　ありがとうございます。

教育委員会事務局の方々が後ろにお控えですが、私もはっきりしたことはお伝えできないですけれども、恐らく社会ですとか総合学習の中で使われる可能性はあるかなと思っているんですが、いかがでしょうか。もし補足がございましたら、教えてください。

○牧瀬会長 では、子どもの権利に関する取組について、どのようなことをやっているのか、この場で分かる範囲でかまいませんので、区側の出席者から教えてもらえればと思います。

○徳永教育調整課長 子どもを一人の市民、一人の権利の主体としてどのように扱っているのかは、子どもの発達段階に応じて、今鴨川委員のほうからもお知らせがあったように、いろいろな教科の中でご説明を差し上げています。

「子どもの権利条約」をダイレクトに教えているのかということは、すみません、確認してみないと分かりません。

○牧瀬会長 新宿区は子どもの権利条例はあるのか、ないのか、どちらでしょうか。

○楠原企画政策課長 会長、事務局でございます。

新宿区では、現時点では子どもの権利条例というものは特段つくってございません。自治基本条例第22条の中で、いわゆる子どもの意見を表明する権利ですとか、健やかに育つ権利の関係を保障するといった内容を規定しています。先ほどの子どもの権利とは何かといった話もございましたが、こういった意見表明の権利などは明確にしているところでございます。

あと現行の総合計画の中でも子どもの権利を尊重していますし、施策の方向性を掲げておりまして、権利や人権といった理解を深めるような取組については進めてございますので、条例化はしてございませんが、施策としては展開をしているような状況でございます。

○渡邊委員 ありがとうございます。

10年後の子どもの権利の向上といいたいまいしょうか、そのためにぜひ教育現場で子どもたちに自分たちがどういう権利を持っているのかということを分かりやすく説明するようなプログラムを、小学校低学年から高学年、そして中学校でデザインしていただいて、それを実践していただきたい、これは提案でございます。

以上です。

○牧瀬会長 ほかにどうでしょうか。

○津吹委員 津吹でございます。ご説明、ありがとうございます。

1点、地域での子育てや、安心して子育てという論点について、地域というと新宿区内でというところがメインかと思うんですけれども、以前にもお話をしたように幼稚園、小学校から教育の無償化ということで他地区へ出ていかれるお子さんがどんどん増え

ているという逆行した課題がありますので、それもどう対応しながらこれを進めていくのかというのが議論の一つに入れていくべきかなと思います。

以上です。

○牧瀬会長 私もそう思いますので、そこも議論していきたいなと思います。

もし事務局、分かればなんですけれども、次回以降で構わないのですけれども、新宿区内の小学生、中学生がどれくらい区外の私立へ行っているのかというデータが、もしあれば出してもらえればありがたいです。国勢調査か何かで通勤・通学は取れると思いますので、次回以降で構わないので、もしデータがあれば出してもらえればなと思います。

ほかにどうでしょうか。

○今井（裕）委員 公募委員の今井ですけれども、子どもを育てている親の観点から、先日週末に学校公開があつて、うちの子は6年生なので行きましたけれども、ちょうど模擬投票という授業をやっていて、しかも模擬投票のテーマが地域を盛り上げるために僕らは何ができるかということで、学校で祭りをやる党とか、カフェをつくる党とか、幾つか党ができて、党首を決めて演説までして、本当の選挙をやっていました。そういう活動を通じて、子どもたちが自分たちで自分たちの環境だったりとか地域を考えて盛り上げていく、そういった部分が義務教育でやっているということにもすばらしいなと思ひまして、それを一つとしては実現をしてみるとか、先ほどちょっと20年後という話もあつて、それを検証してみるわけではないですけれども、それがどう自分たちにつながってきたのかということまでできるとすごく教育的にもいいし、地域の力になってくるのかなと思いました。なかなか予算が取れなくて、実現できなさそうだななんていうのが大人の事情で、いろいろ先生方も苦労されていまして、そういったことに例えば少しでも予算をつけていただいて、少しそういった部分まで含めてやっていただけるとありがたいかなと思いました。

○牧瀬会長 ありがとうございます。担当の方がいらっしゃると思いますので、検討してもらえればなと思います。

ほかにどうでしょうか。

○楠原企画政策課長 会長、事務局です。

先ほど小学校の進学を、どこに、区内に行くのか、私立や都立に行くのかというご質問についてでございます。今日お配りした「研究所レポート2025」の10ページ目を見て

いただければ、小学校卒業者に占める都内公立中学校への進学割合というデータを示してございます。

新宿区では、公立学校統計調査報告の中で、小学校卒業者が都内公立中学校に進学するのは59.8%となっており、統計の取り方でまた変わってくると思いますけれども、これ以外のその他の児童につきましてはいわゆる私立中学校に行かれたり、国立中学校へ進学されたりといったところで、転出を伴うかというところまでは分かりませんが、いわゆる進学の状況については一定の調査としてこの場でお示しをさせていただきます。

○牧瀬会長 ありがとうございます。

津吹委員、よろしいですか。

ありがとうございます。

○牧瀬会長 次の委員、お願いします。

○星野委員 星野でございます。

私は医師会の代表でここへ来ていますけれども、専門は小児科医でして、子どもの成長、発達を考えるにおいて、政策の大原則に当たるものが、今一番問題になっているのは子どものメディア接触ですね。要するに子育てとか子守りをスマホにやらせたりとか、小児科の世界では、それによって子どもの脳の発達とか心の発達が阻害されるという、そういった状況です。また、最近、発達障害が増えてきているのも、もしかしたらそれが原因ではないかという学説もあります。

本当に大原則になってしまうのですが、こういう施策を考えるにおいて、やはり小さい子どもがメディア接触を減らすという基本姿勢の下に話を進めていただかないと、どんどん人間性のない子どもが育ってしまう可能性もあります。私は去年10月まで教育委員をやっていたんですけども、その中でも、果たして今やっているICT教育が本当に正しいのか、ヨーロッパの国々ではやめている国もあるということでもありますので、それも含めて子ども全体のメディア接触を考えた施策を組んでいただきたいと思います。

以上です。

○牧瀬会長 ありがとうございます。

子どものメディア接触に関して、課題として触れるのか、この場では取り扱いは決めますが、事務局で検討してもらって、また議論していきたいと思います。

ほかにどうでしょうか。あともう一人くらい、では、お願いいたします。

○伊藤（清）委員 伊藤ですけれども、今ちょうど学校の問題が出たので、皆さんに話りたいと思っているんですけれども、私の住んでいるところでは4つの小学校があって、団地の周辺なんですよね。一番真ん中の団地のところがほとんど今は高齢者といえますか、外国人の方、もっと言うと、もう20年くらい前ですけれども、高齢者の死亡の問題で有名になったところなんですけれども、今は小学校のことで揉めています。

どんなことかという、学区があるんですよね。学区があって、本当だと来年の小学校へ入学するその地区の学校は31人入る予定なんです。それが1人か2人か、ほかにみんな出ていっちゃう。周りにも4校あるからその3つに行っちゃって、そうすると小学校はもう要らないのではないのという話が出ているんですね。今後とも、過去の新宿区だとそういうことはないと思うんですけれども、団地が絡んでいるところだと往々にして団地の高齢化などの問題が出てくる可能性がある。そうすると、それは他地区の学校に入れるのは親のエゴではないですけれども、そういうことが絡んでくる。そこも今後問題として新宿区でも出てくるのかなということも考えた次第でございます。

○牧瀬会長 ありがとうございます。情報提供兼要望ですね。

次は、鴨川委員、お願いします。

○鴨川委員 ありがとうございます。

いろいろな委員からお話を伺いまして、私から特にということもないところなんです、1点、第1回のときからいろいろな委員の方が指摘なさっていた不登校のお子さんがすごく増えているということと、あとは特別な支援を必要とされている児童・生徒の皆さんが増えているということを受けて、どういう特別なニーズとか多様なニーズに対応していくかということが、今後10年、ますます必要になってくるのではないかと、いうことを改めて申し上げておきたいと思っています。

そのときに、この資料にも絶妙な配置で提示してくださっている、皆さんのお手元の資料でいいです、4ページで不登校の児童生徒数の増減が書かれていて、その横に、特別支援教室、特別支援学校の児童生徒数の推移がそれぞれ増えているということが書かれている右側に、学校の先生の業務の適正化に関するグラフが上がっていると思うんですが、いろいろなニーズが多様化してきたり、そういったお子さんが増えている中で、では先生にそれを全部丸投げしていいかということ、そういう時代ではどんどんなくなってくるということがこの配置である種メッセージとして出ているような気がしています。

御存じのとおり、先生が不足していて、長時間労働で対応というのはこれから不適切だということは皆さん御存じのとおりだと思いますので、そういう流れの中で特別なニーズに対応するというときに、やはり地域の力が重要になってくるということだと思っております。そのときに、ただ地域と言っても、先ほど委員の方がおっしゃっていたように地域自体も高齢化が進んでいるとか、なかなか町会に入ってくれない若い人たちが多いというようなことがある中で、地域に全部期待を迫りやってしまうと、それも何だかうまいいかないだろうという中で、うまい循環を、新しい循環をどうやってつくっていくかということがこういう基本構想の場では重要になってくるのか、単に教育委員会だけで学校の話をするのではなくて、いろんな施策に関わる課の方や委員の方がおられるので、そういうことが個別施策同士の議論ができるといいなというふうに思っているところです。

以上です。

○牧瀬会長 ありがとうございます。

今のは起草部会等で意見交換していきたいなと思います。

では、最後になります。

○武内委員 私は中学校PTA協議会から来ておりまして、今不登校の話がいろいろ出ているんですけれども、西新宿中学校のPTAの会長をしております。西新宿中学校には不登校の生徒について、ここでの不登校の方は今11人しかいないのですけれども、普通の西新宿中学校とは接触しないような形で工夫して、専門の先生がいらして対応している、チャレンジクラス（NS学級）があります。

今、新宿区に西新宿中学校にしかないのですけれども、そういうような学校が増えれば、そっちだったらチャレンジしてみようかなという子も出てくるかと思うので、そういう機会を増やしていただけないかという願いを込めてお話しさせていただきました。よろしくお願いいたします。

○牧瀬会長 ありがとうございます。

担当課も来ておりますので、ぜひ検討していただければと思います。

ちょっと時間がきておりますので、意見につきましてはここで1回終了としまして、ご意見がある方はご意見カードの方にご記入をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

引き続きまして、基本政策Ⅱです。「住み続けたいまち新宿」です。この基本政策に

については名称変更が必要かもしれませんが、こちらにつきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○楠原企画政策課長 会長、事務局でございます。

それでは、基本政策Ⅱですね。この資料の続きになってきますが、基本政策Ⅱ、「住み続けたいまち新宿」について説明をいたします。

最初に個別施策の1、「自分らしく生涯にわたり心身ともに健康で暮らせる取組の推進」についてです。

まず、目指すまちの姿といたしましては、日常生活の中で自然に健康づくりを実践できる環境が整備され、年齢や背景に関係なく、心も体も健やかに暮らしています、自分らしく暮らし続けていることが実感できる状態となっています、という目指す姿を示しております。

次に、施策の方向性でございます。

全体の方向性といたしましては、区民の健康寿命の延伸に向け、対象者に応じた支援の充実と地域・関係機関との連携強化を図りますとしています。また、課題に応じた多面的なアプローチと地域・専門機関との連携を通じて、より実効性の高い健康支援体制の構築を進めますという全体の方向性を示しております。

また、全体の方向性と併せて、個別の方向性では、気軽に健康づくりに取り組める環境整備であったり、高齢期の健康づくりと介護予防・フレイル予防の推進、食育の推進、生活習慣病の予防といった内容が掲げられております。

また、次ページで個別の方向性が続いていますが、健康分野では、個別の方向性として、女性の健康支援や心の健康づくり、自殺総合対策や生涯を通じた歯と口の健康づくりといった、こういった分野の個別の施策の方向性を示してございます。

それでは、次の個別施策、個別施策2に移ります。

「誰もが生涯にわたり学習・スポーツ活動などを楽しむ環境の充実」についてです。

目指す姿としては、誰もが生涯を通じて学びやスポーツに親しみ、楽しみながら人とのつながりを大切にしています、年齢や障害の有無、生活状況にかかわらず、多様な学びや交流の機会に触れられ、心身ともに豊かな生活を送ることができています、学びやスポーツを通じて人と人とのつながりが育まれ、交流の輪が広がるとともに、地域の活力の創出と人々の生きがいがいづくりにつながっています、という目指す姿をお示ししています。

次に、施策の方向性についてです。

全体の方向性としては、ライフステージに応じた学習やスポーツの機会を創出するとともに、パラスポーツの普及による障害理解の促進や多様なニーズを踏まえた施設整備・機能の充実により、誰もが気軽に学びやスポーツに親しめる環境づくりを推進します、また、学びやスポーツを通じた地域活動への参加や交流を促進するとともに、地域団体の育成・連携を強化することで、地域のコミュニティの活性化を図ります、という全体の方向性をお示しております。

その構成要素であります個別の方向性ですが、まず、スポーツ環境の整備や生涯学習の推進と併せて、次ページの、新中央図書館等の建設や子ども読書活動の推進といった個別の方向性についてお示ししております。

続きまして、次の施策の3番に当たります「互いに支え合いながら暮らし続けられる地域包括ケアシステムの推進」についてです。

目指す姿の案としては、高齢者が住みなれた地域で、健康づくりや社会参加を続けながら、自分らしい暮らしを保てています、認知症になったり、支援や介護が必要になっても孤立せず、本人の意思が尊重された生活が続き、その人らしい最期を迎えられるよう地域の中で支え合っていきます、としています。

続きまして、施策の方向性です。

全体の方向性としては、地域包括ケアシステムのさらなる深化に向けて、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体となった体制づくりを進めます、あわせて、多様な主体による支え合い、介護基盤の整備、認知症高齢者への支援、相談機能の充実、在宅医療・介護連携の強化を通じて、住み慣れた地域で暮らし続けられる環境を整えます、といった全体の方向性に対して、個別の方向性については全体を構成する要素とまた別に、高齢者総合相談センターの機能の充実があります。こちらは先日、起草部会の委員である鶴岡委員から、「地域包括支援センター」を表記したらどうかと個別のご意見などもちょうだいしておりますので、表記は工夫させていただこうと思いますが、高齢者総合相談センターの機能充実について紹介をさせていただきます。

また、在宅医療・介護連携ネットワークの推進といった個別の施策の方向性も併せてお示しをしております。

次に、個別施策4、「障害者がいきいきと暮らし続けられる環境の整備」についてです。

目指す姿としては、障害の重度化、障害者の高齢化や親亡き後を見据えて、障害者が住み慣れた地域で尊厳を持って暮らし続けられています、さらに、障害の有無によって分け隔てられることなく、誰もが生涯にわたって社会参加ができるよう、区民が互いに支援し合っています、という目指す姿をお示ししております。

次のページ、全体の施策の方向性です。

全体の方向性としては、障害のある人が地域で安心していきいきと暮らし続けられるよう、相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現と障害理解の促進を進めます、あわせて、地域生活支援体制の推進、ライフステージに応じた支援、就労支援の充実、施設等から地域生活移行への支援、グループホームの設置促進への取組を通じて、安心して生活し社会参加できる環境を整えます、というふうに示しております。

個別の方向性としては、ほかにも障害を理由とする差別の解消の推進といった内容も示してございます。

続きまして、個別施策の5、「セーフティネットの機能強化」です。

目指す姿としては、障害や疾病、高齢化、失業等による生活困窮、ひきこもりや生きづらさなど様々な状態にあっても、きめ細やかな支援を提供するセーフティネットが的確に機能することで、区民一人ひとりが尊重され、地域の中でその人らしく安心して心豊かに暮らし続けられています、という目指す姿になります。

次に、施策の方向性です。

全体の方向性としては、生活に困難を抱える方々が地域で自立した生活を営み、その人らしく安心して暮らせるよう、近隣自治体を含む関係機関と連携し、対象者の多様な背景・状況に合わせた支援を提供するとともに、アウトリーチに工夫を凝らし、セーフティネットの機能強化を図ります、としています。

個別の方向性としては、生活困窮者やホームレス、生活保護受給者の自立支援の推進などを示しております。

また、次ページに続きますが、生活困窮世帯の子どもへの学習支援の推進や、ひきこもりの方や家族等への支援、支援につながりにくい層へのアプローチの推進といった内容も掲げています。

基本政策Ⅱの最後、個別施策6「地域での生活を支える取組と総合的な地域福祉の推進」についてです。

目指す姿としては、誰もが意欲や能力、状況に応じて社会とのつながりや役割を持ち、

地域で安定して暮らしています、働くことと住まうことの両面で生活基盤が保たれ、事情の違いによって暮らしの継続が妨げられにくい状態です、地域で暮らし続けるための土台が確かなものになっています、といった目指す姿に対して、施策の方向性についてです。

全体の方向性としては、誰もが地域で安定した生活を営み、社会の中で役割を持って暮らせるよう、多様なニーズに応じた就労支援と住まいの安定確保を進め、地域生活を支える基盤を強化します、また、安全で快適な住環境の確保に向けて、マンションの適正管理支援やマンションまちづくり施策を通じた良好な住環境づくりに取り組みます、としております。

個別の方向性としては、誰もが活躍できる就労支援や高齢者や障害者等の住まいの安定確保、マンションの適正な維持管理及び再生への支援やマンションとまちづくり方針に基づくマンションまちづくり施策といったところを個別の方向性としてお示しをしております。

基本政策Ⅱにつきまして、説明は以上です。こういった中身も踏まえて、冒頭の施策の名称ですとか、基本政策Ⅱについては名称変更の必要性に関するご指摘も入っておりますので、この辺りもご参照くださればと思います。

資料の説明は以上でございます。

○牧瀬会長 ありがとうございます。

施策につきまして、ご意見をいただきたいと思います。大きな方向性でいただければありがたいのですが、個別事項でも構いませんので、もしあればいただきたいと思います。どうでしょうか。

○川村委員 大きな方向性ということなので、細かいことはまたご意見を兼ねてしたいと思います、やはり全体を通じてなんですけれども、障害者団体の皆様ですとか、あるいは医療関係、介護事業所さんのお話を伺うにつけても、やはり人手不足ということが非常に言われておりまして、サービスの仕組みですとか、施設という器があっても人手がないという状況で、本来提供していただけるようなサービスが受けられないという点では、そういうことがいろんな分野で起こっているということで言うと、やはりケアする方をケアするという視点といいますか、そういった従事者の皆様をしっかりと支えることを位置づけることが必要かなと思いますので、ぜひそういった点を入れていただければというふうに思います。

ほか申し上げたいことはいろいろ、後で書きます。

○牧瀬会長 ありがとうございます。

ほかにどうでしょうか。

○今井(裕)委員 公募委員の今井ですけれども、例えば新中央図書館建設みたいな形で、世界福祉都市の新宿ですから、もちろんそこにふさわしい図書館、本当に大事だと思います。例えば私の通っている学校ですと、朝、ママさんたちが読み聞かせを図書室でしてくれていますけれども、司書さんが足りないので、図書室を開けることができるのは週に2回くらい、ママさんが入ってくれて図書室を開けてくれているということをやったりとか、それはPTAではなくて、ボランティアのママさんが、PTAとか、私も町会に入っていますけれども、町会みたいな非常に組織が硬直化していたりとか、高齢化しているみたいなこともあって、なかなかうまくできないところをボランティアがつないでいるみたいなところもあるのかな。

なので、こういった多様な活躍の場を、既存の施設でも今図書室を使うとか、学校の理科室、調理室を使うとかできるかと思います。そういった形で少し柔軟にしていだけるとかということだけでも新宿らしいですし、例えば共働きなので、実はもっと早朝、学校を7時に開けてもらえると、私もそうですが朝6時にマンションの集会室で勉強会に立ち会っているんですけれども、子どもたちも勉強したいといった希望を叶える場として使えたりすると非常にありがたいかな。それはちょっとした工夫でできる場所もあります。自己責任でできる場所もあるかなと思います。その辺を少し支えていけるような、柔軟なものがあったりするとありがたいかなと思いました。

以上です。

○牧瀬会長 ありがとうございました。

個別の事業だと思いますので、担当でまず検討していただければと思います。

ほかにどうでしょうか。

○今井(康)委員 今井です。

基本政策Ⅱに、「誰もが生涯にわたり学習・スポーツ活動などを楽しむ環境の充実」というところを取り込んでいただきましてありがとうございます。特にこれは障害のある方々が生涯学習をするというところで、なかなか生涯学習をするという場所や機会が非常に少ないというところがございます。身体機能であったりとか、そういったものが低下してきて、なかなか外に出る機会であったりとか、そういう公の場所で生涯

学習をする機会が少なくなっているということなどもありますので、そういう機会を増やしていくような施策を展開していただければと思います。

それは高齢の方々もそうですけれども、高齢化によって身体機能がどんどん低下して、外に出る機会も減っていくと、なかなかそういう機会を自分の中で活力として取り組むという姿勢がなくなってしまうので、そういう方々も参加できるような機会につなげていっていただきたいのと、あとそれを考えたときに、基本政策Ⅳでも出てくるかと思いますが、公園の位置づけというのをきちんと考えていくべき必要性が出てくるのではないかと思います。しんじゅく若者会議の中でも、小・中、高校生の方々の意見として、やはり公園のルールをきちっと定めて自分たちが使いやすい環境にしてほしいというようなご意見などもたくさん出てきておりますので、そういった公園をいかに環境整備していくかということに関しても、基本政策の中で取組として入れていただければというのが意見としてございますので、よろしくお願いいたします。

○牧瀬会長 ありがとうございます。

公園は基本政策Ⅳですので、今のご意見を踏まえながら、また議論したいと思います。

ほかにどうでしょうか。

○渡辺委員 「住み続けたいまち新宿」の部分ですが、本当に重い課題ばかりだなと思いつつ、説明を聞いていたのですが、今お二人の今井委員がお話をしていた個別施策2の「誰もが生涯にわたり学習・スポーツ活動などを楽しむ環境の充実」というところでございますけれども、本当に機会が少ないのと、私も様々な方からもご意見をいただくのですが、いかんせん、土地がないものですから、ではスポーツをやりますと言ったときに、その場所がどうでしょうかと言ったら、いや、半年先まで埋まっていますよとか、そういった話もございます。

先ほど今井さんがおっしゃった中で、図書館の活用や調理室というのもあったんですが、新宿区には区立の図書館が10個ありまして、そこを活用しているんですが、例えば小学校や中学校の図書館も一般の方が入れてもいいよねとか、調理室も地域センターではなくて、家庭科室を使ってもいいじゃないかとか、そういうお話もあるのだと思います。そういった中で、これから新宿区が多くの施設を持っていますが、老朽化しているような中で、そういったところも含めて、スポーツの機会、図書館活用の機会なども、こちらの全体の中で環境づくり、もしくは障害者の多様なニーズを踏まえた施設整備と機能を充実するということもありますので、その点を踏まえて議論がで

さればなと思ってございます。

以上です。

○牧瀬会長 ありがとうございます。

今のご意見等を踏まえながら、起草部会のほうで議論していきたいと思います。

ほかにどうでしょうか。

○伊藤（香）委員 伊藤です。

この基本政策Ⅱのところを伺っていて、この話って、今で言う「ウェルビーイング」だと思って伺っていたんです。そういう言葉を使うのがいいのかどうかは分からないのですが、本当は日本語で言えるといいなと思うものの、今後ご検討いただけるということなんですが、「住み続けたいまち新宿」というのは結果として住み続けたいくなるような施策だと思うんですが、内容としてはウェルビーイングというのが一番ぴったりくるなと思いながら伺ってはありました。

以上です。

○牧瀬会長 ありがとうございます。

Ⅳとの差別化ではないんですけれども、違う点だと思いますので、起草部会においても幾つか案を出して検討していきたいなと思います。

ほかにどうでしょうか。

○津吹委員 津吹でございます。

先ほどのご意見の中でも公共施設をどう利用しようか、どう活用できるかという議論になっているので、そうではなくて、これだけ多くの民間企業が新宿にはあって、民間施設があるわけですから、どのように民間とタイアップしながら、そういう施設を区民に開放しながら、新宿コズミックスポーツセンターとか区民センターとか、ある一定の地域にしかない、そこにみんないろんな地域から集まれというのはなかなか無理がありますので、そういう民間施設の活用というのも議論の中に入れていただければと思います。

よろしくお願いいたします。

○牧瀬会長 ありがとうございました。

官民連携、あるいは共創とも言われていますけれども、この官民連携とか共創は重要な視点ですので、事務局に質問なんですけれども、例えば基本政策のどれに入ってくるんですか、もし入れるとしたら、まだ決めてないのであれば、基本政策Ⅱに入れておい

でもいいのかなと思っています。

○楠原企画政策課長 会長、事務局でございます。

本日の資料1で政策全体像が示されていますが、基本政策Ⅵのところで、「持続可能な区民サービスの基盤の強化」に位置づけています。また、そのときの議論になってくるとは思います。持続可能な行財政運営ですとか、公共施設マネジメントの推進、こういったところで、まさに今おっしゃっていただいたような官民連携の視点ですとか、施設運営やサービス提供をいかに検討していくかといったテーマについてご議論いただく予定でございます。

○牧瀬会長 ありがとうございます。

では、こちらは基本政策Ⅵのところで官民連携の視点を含めて議論していきたいなと思います。新宿区は民間提案で事業をやることを始めていますので、ここでしっかり議論していきたいなと思います。

ほかにどうでしょうか。

○日野原委員 公募委員の日野原です。

個別施策1のところで自殺総合対策がございます。私は病院に勤めているんですけども、実は自殺を試みる方、留学生も非常に多いという状況がございます。受け入れますよ、ないし相談を受けますよというのは簡単なんです、なかなか人々には届かないという難しさもある中で、今の官民連携のところもあると思いますが、地域連携として、日本語学校であるとか、それから日本人もそうだと思いますけれども、専門学校であるとか、そういったところの連携が、既にやられているかもしれませんが、少しまだ弱いのではないかと思いますので、強化していただきたいと思います。

以上です。

○牧瀬会長 ありがとうございます。

ご意見ということで、官民連携のところで議論していきたいと思います。また事務局でも調べていただいて、もし何か取組があれば、資料提供していただければと思います。

ほかどうでしょうか。

○野村委員 基本政策Ⅱのところで、この非常にそれぞれの課題が、貧困であったり、障害であったりとか、子育てであったり、地場の問題とかいろんな課題があり、これは多分日本全国みんなそれぞれの共通課題で、新宿区の行政の方々だけで賄おうというのは、

多分後追いになって大変だと思います。

先ほど議論に挙げたガバナンスに関する基本政策のほうで、どういう体制で今後やっていくべきかという中の一つのヒントとして、私自身も、コロナ禍に少し関わっていた財団で、JANPIA（一般財団法人日本民間公益活動連携機構）で休眠預金活用の事業があると思うんですけれども、国民の10年ほど寝かしてしまったお金を活用して、そこから実際に全国のいろいろなテーマに取り組む社会であったり、環境等に強い団体を育てながら、その資金で回しています。そうした人たちの中には、新宿区のフィールドで取り組める方もいるかもしれない。私が知っている限りでは、全国でいろんなテーマがあって、全国区でやっている方、あるいは地域を拠点にして動いている方がいて、ぜひそこは共有していただきたいのと、そういった資金が使えるということと、人を育てていけることもあります。基本政策Ⅰにも戻ってくるのですけれども、若い人とか、実際にいろいろな人たちが自身に関われると、NPOとかNGO等のボランティアであったりインターンという形で関わる機会であったり、社会問題に触れて、自分が貢献できる、そういう世界に行けるというキャリアもイメージしてもらえます。そういう循環を意識しながら取り組んでいくテーマなのかなと、基本政策Ⅱだけで何とか解決するのは難しくて、若者も育てたいし、その環境もつくっていききたい。そうすることで、いつか恩返しするかもしれない、その逆もあるということもありますので、あとシニアの方も何か協力したいみたいな、その仕組みを区だけで何とか完全につくるのは難しいので、ぜひそういう国の制度で、NPOを育てながら取り組んでいただきたいと思います。例えばこのすぐ近くに「おもちゃの美術館」ってありますよね。ああいったところもいろいろと頑張っている団体なんですけれども、活用し切れているのかみたいな意見もあろうかと思いますので、しっかりと議論していただけたらなと思っています。

ありがとうございます。

○牧瀬会長 委員、ありがとうございます。情報提供、ありがとうございます。

次の委員、お願いいたします。

○鴨川委員 鴨川です。

今の野村委員の基本政策Ⅰと基本政策Ⅱの行き来が大事だというご指摘に関わって、一つだけ。中学校の部活動が、特に10年後、20年後、どんどん縮小していくのではないかなということを懸念しております。そのときに基本政策Ⅱの中に、部活動でなかなか

機会を得られなかった中学生も関わるような機会があればいいなと思っています。個別施策2番の「誰もが生涯にわたり学習・スポーツ活動などを楽しむ環境の充実」というところに子どもたちもアクターとして入れていただけるようにして、基本政策ⅠとⅡを行き来するような未来がきっと来るのではないかなというふうに見ておりますので、その辺りも議論に入れていただけるとありがたいと思っています。そうすると学校の負担が少しずつ減っていくのではないかなというふうに思っています。

○牧瀬会長　ありがとうございます。

ご意見、ご要望ということですね。起草部会でも意見交換していきたいと思います。
ほかにどうでしょうか。

○星野委員　医師会の星野でございます。

13ページの生活習慣病の予防のところなんですけれども、この文章を見ますと、健診受診の上でいかにも対象者を見つけた方について、様々取り組んでいるということが書いてあると思いますけれども、そもそも新宿の国保の特定健診を受けている方は3割くらいなんです。全国の方の平均を見ると7割、6割ですので、明らかに低いんですね。ですので、ここをまずなぜ受けないか、その辺をちゃんと検討というか、研究して、どうして健診を受けないか、実はほかの医療機関で検査をしているんだけれども、特定健診を受けてないのか、それとも本当に受けてないのか、その辺を検討しないと、この施策が進んでいかないかなと思うので、その辺を検討していただきたいと思います。また、今学校で小児生活習慣病予防検診をやっているんです。実は生活習慣病というのは子どもころから出まして、実際に小学校、中学校、大体1割から2割くらい肥満の方がいて、その半分くらいは肥満症と言って、肥満だけではなくて、何らかの病気を持っている方がいらっしゃるんですけれども、それは自由参加ということもあるんでしょうけれども、受診率が1割切っているんです。ということは総合的に考えて、もしかしたら新宿区民というのは全体としてそういう生活習慣病に対する意識が低いのか、そういう危惧も考えていますので、子どもも含めて、なぜ受けないのか、そういうことも考えた上で施策を進めていただきたいと思います。

○牧瀬会長　ありがとうございます。

区の方で調査しているかもしれませんが、調査していれば次回以降で資料提供してもらえればと思います。また、やっていないのであれば、今後検討していただきたいと思います。

○山口委員 山口です。

高齢者や障害者のことを考えますと、介護保険であったり、障害福祉などの既存のサービスを対応し切れないような、日常生活のちょっとした困り事があるけれども、もう誰も対応してもらえないから、困っているというような人が大分増えてきているように思います。こうしたところで、やはり制度だけでは拾うことができないような生活の困り事みたいなことが出てきたときにどうやって地域でそれを拾っていくのかと、制度と制度の隙間になってしまっているようなところを、例えば先ほどもお話をいただいたようなNPOなどが、そういう様々な団体が拾っていくような形なのか、そうしたらそれを行政がどうやって支援をしていくのかということをもう少し横でつながるような連携が増えるような仕組みが今後はできたらいいのではないかなと思います。

特に「セーフティネットの機能強化」の中で、支援につながりにくい層へのアプローチの推進というのが出てはいるんですが、これがやはり様々なグループ、ひきこもりのことだったり、貧困家庭であったりというところだけでなく、高齢者もそうですし、障害者もそうですし、外国人のコミュニティもそうだというところを視点として持つておくことがやはり必要かなと思います。

以上は意見になります。

○牧瀬会長 ありがとうございます。

困っている方がいらっしゃいますので、どう発見して、どう行政は支えてやっていくのかということだと思うんですけども、何らか個別施策に反映させていくということを検討していければなと思います。

ほかどうでしょうか。

では、あと5分くらい、お願いします。

○後藤会長代理 およそその意見が出たということだと思いますので、基本政策Ⅰ、Ⅱは皆さんのご議論のとおりだなというふうに思っておりますが、その前に、本日、事務局より「研究所Webレポート2024」が説明されました。計画をつくるときに計画フレームというのをまず立てないと計画はできないんですね。それで3ページに人口の推移という予測がグラフで載っております。実はこれ、左側が90年で途切れているのですが、新宿の最も人口が多かったのは1965年、当時41万人いました。そこから95年まで大幅な右肩下がりだったんですね。ここでカンフル剤を打ちましてぐっとV字回復をした。現在の予測では36万人くらいでおよそピークになるだろうということで、今私たちが議論して

いるのは、36万人の区民に対して予算が約1,800億でどういうサービスができるか、そういう議論をしているという前提に立つ必要があると思うんです。これは計画のフレームです。

では、1995年、どうしたらこんなV字回復できたのか、日本中の都市がこんなカンフル剤を打てばこうなるかという、そうではないんですね。新宿区の場合は、「住宅付置義務」と言ってオフィスビルをつくる時に住宅を併せてつくらなければいけないという施策をやったんですね。既にそれはもう人口が回復しているので、制度としてはやめていますけれども、そういう施策を打つことによって大きくフレームが変わる、変えることもできる、そういう状況の中で、今我々が20年後の新宿、100歳の新宿の姿を描くときは、36万人の区民に対して約1,800億のサービスを行う、それをどう分担するか、どこに手厚くしていくのか、先ほど議論があったように民間に任せるものはどのように任せていくのか、そうしたことを今議論しているのだというふうにご理解いただければというふうに思います。コメントでございます。

○牧瀬会長 ありがとうございます。

時間がそろそろきていますけれども、もし何かあれば、よろしいですか。

それでは、ちょっと早いのですが、ありがとうございます。時間となりましたので、ここまでで本日の審議は終了いたします。

この後、続けて第1回起草部会が開催されますので、よろしくお願いいたします。

なお、前回の審議会では、総合計画を構成する基本計画と都市マスタープランがそれぞれ別の審議会でも議論されている中で、どのように整合を図っていくのかというご意見がございました。これはかなり重要な観点だと思っております。そこで、この点につきまして、この間、事務局とも調整をいたしまして、本日の起草部会には都市計画審議会委員を参考人としてお招きしてご意見を伺う予定と聞いております。起草部会におかれましては、ぜひそうした意見を踏まえながらご議論いただきたいと思います。

それでは、あともう1点ですね、この基本政策名称などにつきましてご意見ある方は、ご意見カードに書いていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、最後に事務局からよろしくお願いいたします。

○楠原企画政策課長 事務局でございます。

初めに、議事録の掲載についての、事後報告になって恐縮ですが、先日委員の皆様にご確認いただきました第1回、第2回、こちらの会議要旨につきましては既に区のホー

ムページのほうにも掲載しておりますので、この場を借りてご報告させていただきます。

続きまして、起草部会の開催についてご案内いたします。

本日この後、第1回の基本構想審議会起草部会を開催いたします。起草部会の構成委員の皆様におかれましては、6階の第4委員会室までご移動いただければと思います。

開始は、移動と休憩を含めまして、16時30分から開始を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。後ほど事務局でご案内させていただきます。

次に、皆様に対してはご意見カードについて説明いたします。

本日、皆様にご意見カード、3種類配付させていただいております。

これまでの2回と同様、今日のテーマに関する意見カードと併せて、本日もご審議いただきました基本政策の体系につきまして、基本政策と個別施策の名称についてもご確認をいただくツールとしてご意見カードをご用意しておりますので、必要に応じて名称の文言についてもご意見をお寄せいただければと思います。

また、次期基本構想の方向性につきましては、この会議の冒頭に簡単にご説明させていただきましたが、新宿区の将来像などにつきましてもご自由にご記入いただければと思いますので、基本構想の方向性に関するご意見カードというのもお手元にご用意させていただきます。3種類のご意見カードがございますので、大変恐縮ですが、ご確認くださればと思います。

ご意見がある場合、それぞれ本日以降1週間程度をめどにご提出をいただけると、起草部会での議論など内容として反映しながら検討ができるかなというところがございますので、ご協力を賜ればと思っております。本日以降1週間程度をめどに、それ以降受け付けないというわけではございませんが、そういった議論についての反映を意識してご意見をいただければと思います。

いただいたご意見を踏まえまして、今申し上げた起草部会での議論を深めていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

最後に、次回の第4回の基本構想審議会は10月16日、同じく14時から開催となります。開催に当たりましてはまた別途通知をいたしますので、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。ありがとうございます。

○牧瀬会長 ありがとうございます。

他に委員の皆様から何かございますか。

よろしいですか。

では、第3回新宿区基本構想審議会を終了いたします。

ありがとうございました。